

人員に関する基準

1 福祉用具専門相談員の配置

事例

- 指定福祉用具貸与事業所の管理者が福祉用具専門相談員を兼務しているが、必要とされる福祉用具専門相談員の員数について、管理業務に従事する時間も含めて算出している。

指導・ポイント

- 管理者が福祉用具専門相談員を兼務している場合、管理業務に従事する時間は除いて人員基準上必要な員数を算出すること。

基準

【居宅基準省令第194条第1項】

第194条 指定福祉用具貸与の事業を行う者（以下「指定福祉用具貸与事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定福祉用具貸与事業所」という。）ごとに置くべき福祉用具専門相談員（介護保険法施行令第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。）の員数は、常勤換算方法で、2以上とする。

運営に関する基準

1 指定福祉用具貸与の具体的取扱方針

事例

- 福祉用具の選定において、利用者に全国平均貸与価格に関する情報を提供していない。
- 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を提供していない。

指導・ポイント

- 利用者に目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供すること。
- 同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供すること。

基準

【居宅基準省令第199条第1項第1号、第6号】

一 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、次条第1項に規定する福祉用具貸与計画に基づき、福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料、全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得るものとする。

六 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、同一種目における機能又は価格帯の異なる複数の福祉用具に関する情報を利用者に提供するものとする。

2 衛生管理等

事例

- ✓ 福祉用具の保管、消毒を委託により他の事業所に行わせているが、実施状況について定期的に確認していない。または、記録が残っていない。
- ✓ 福祉用具の消毒の業務に係る委託契約書その他関係書類において、基準省令解釈通知に掲げる文書により取り決めるべき事項の一部について、記載が確認できなかった。

指導・ポイント

- 保管、消毒の実施状況について、定期的に確認し、その結果を記録すること。
- 福祉用具の消毒の業務を他の事業所に委託する場合は、当該業務が適切な方法で行われることを担保するため、委託契約において必要事項を文書により取り決めること。

基準

【居宅基準省令第203条第4項】

4 〔前略〕福祉用具の保管又は消毒を委託等により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該他の事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

【居宅基準解釈通知第3の11の3(7)②】

② 〔前略〕福祉用具の保管又は消毒の業務の全部または一部を他の事業者に行わせる指定事業者は、当該保管又は消毒の業務が適切な方法により行われることを担保するため、当該保管又は消毒の業務に係る委託契約において文書により取り決めなければならない。

（取り決めなければならない事項）

- イ 当該委託等の範囲
- ロ 当該委託等に係る業務の実施に当たり遵守すべき条件
- ハ 受託者等の従業者により当該委託等がなされた業務（以下「委託等業務」という）が居宅基準第13章第4節の運営基準〔福祉用具貸与の運営基準〕に従って適切に行われていることを指定事業者が定期的に確認する旨
- ニ 指定事業者が当該委託等業務に関し受託者等に対し指示を行い得る旨
- ホ 指定事業者が当該委託等業務に関し改善の必要を認め、所要の措置を講じるよう前号の指示を行った場合において当該措置が講じられたことを指定事業者が確認する旨
- ヘ 受託者等が実施した当該委託等業務により利用者に賠償すべき事故が発生した場合における責任の所在
- ト その他当該委託等業務の適切な実施を確保するために必要な事項

3 福祉用具貸与計画の作成

事例

- ✓ 一部の利用者について、福祉用具貸与計画が作成されていない。
- ✓ サービスの利用を開始してから、福祉用具貸与計画を作成している。

指導・ポイント

- 福祉用具貸与計画を作成し、利用者又はその家族に対し説明し、利用者の同意を得ること。また、利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付すること。
- 福祉用具貸与計画の作成等については、サービスの利用を開始する前に行うこと。

基準

【居宅基準省令第199条の2第1項、第3項～第5項】

第199条の2 福祉用具専門相談員は、利用者の希望、心身の状況及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具貸与の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を定めた福祉用具貸与計画を作成しなければならない。この場合において、指定特定福祉用具販売の利用があるときは、第214条の2第1項に規定する特定福祉用具販売計画と一体のものとして作成しなければならない。

- 3 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対し説明し、当該利用者の同意を得なければならない。
- 4 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画を作成した際には、当該福祉用具貸与計画を利用者及び当該利用者に係る介護支援専門員に交付しなければならない。
- 5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該福祉用具貸与計画の変更を行うものとする。